

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（338）」
2. 日時：平成29年9月11日 10時00分～11時45分
3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、名倉安全管理調査官、義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、近田安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官

（火災対策室）

三浦室長、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員 開発計画室

福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他13名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム 担当

中国電力株式会社：東京支社 副長（電源）

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 可搬型設備用の燃料タンクから可搬型設備への給油作業のための作業スペース及び地盤の安定性を考慮した上で、作業の成立性について、整理して提示すること。
- 「原子炉建屋付属棟電気室1階 耐火障壁設置による系統分離図」において、原子炉保護系電源盤2Bと125V予備充電器の間の離隔について、整理して提示すること。また、図中の各階段、通路及び扉の位置関係の明確化を図ること。

と。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二発電所 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて